

さいたま市自治基本条例検討委員会

第41回 会議の記録

日時	平成 23 年 11 月 14 日(月) 18:45~21:30
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 12 名 内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／中津原 努／ 福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／栗原 保／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 計 7 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1「前文案」 ・参考資料1「市民から寄せられた意見」
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

- (本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)
- (会議の公開と傍聴者の確認)
- (配布資料確認)
- (参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)
- (区民会議の設置者を「区長」から「市長」に修正する旨の意見書の説明)

2 議題

(1)自治基本条例について

○福島委員長

- ・今日の検討を終えると一通りの議論が終わることとなる。条文の検討は一通り終わっている。

○中津原副委員長

- ・ 主な論点は検討しているが、市民意見交換会で出された懸案事項がいくつか残っている。述語についても検討したい。最終確認の機会を設けてほしい。

○福島委員長

- ・ 主な論点の議論が終わっているということである。今日は前文と条例名について検討したい。
- ・ 本日は詳細な指摘を意見書で頂いた。区民会議は附属機関なので、主語を執行機関の長の市長とすべきであるという意見である。原案では、主語を区長としており、意見者は意見書の中でそのことを違法としているが、市民主体の検討委員会の中で検討することは難しい。裁判所の判決も付いているが、最終的に違法かは裁判所が判断するものである。現状は区長が委嘱しているので、主語を市長とすると現状と異なることになり整合がとれない。主語をおかないことも考えられる。現在市の内部で議論があるようなので、市が議案を作成していく中で、その案が適法かを検討して頂く。「区長」を取るか、最終のチェックにかけるか。

○中津原副委員長

- ・ 委員会としては原案のままで良い。

○福島委員長

- ・ 検討委員会では現状からしか判断できないので、最終的には市にチェックしてもらい、意見者の指摘のとおり、違法とならないようにしたい。

○事務局

- ・ 意見書の配布については通常は概要をまとめたものを配布している。提出者から本日配付してほしいと希望があったので取り急ぎ配付するが、次回参考資料として提出する。

○福島委員長

- ・ 今日の時点では原案どおりとし、何か意見があれば事務局に連絡してほしい。もし意見があれば最終確認のところで検討したい。
- ・ 参考資料の自治基本条例の制定に反対する市民意見について、外国人参政権の問題や、自治基本条例の周知不足が指摘されているが、何か意見はあるか。

○渡邊委員

- ・ これまでもこのような反対意見は出されているが、そのことについて意見交換をする場はなかった。外国人参政権への危険とは何を指して言っているのかが分からない。最近のホームページを見て意見することには疑問がある。風紀や治安の乱れとあるが、例えばごみの出し方を見ても、外国人に限らず日本人にも見られる。どのようなさいたま市になっていった方が良いのかを考える中で考えなければならないし、そのような議論の中でしか解決はできないのではないか。

○福島委員長

- ・ この点について、様々な市民から外国人参政権に関しては慎重であった方が良いという意見もあったが、多くの人を市民として定義し、多くの意見を吸い上げられるようにした方が良いという意見もあるので賛否両論である。検討委員会としてはこの点については慎重に扱いたい。

○中津原副委員長

- ・ 住民投票に関してはこの点も踏まえて検討しているので、そのような危険性等の問題はないと確信している。

○福島委員長

- ・ 本日は条例の名称について検討したい。検討委員会が「さいたま市自治基本条例検討委員会」という名称である。条例の名称について、「自治基本条例」が主流であるが、「まちづくり基本条例」、「市民基本条例」等の名称がある。

○事務局

- ・ 富沢委員から意見が出ている。

○富沢委員

- ・ 条例の名称は、検討の終わりが近づいている中で重要になってきている。中間報告ではこのままでは「自治基本条例」で固定してしまうという意見から、「市民自治基本条例」という意見を出した。その後の委員会での検討や市民からの意見を踏まえ、結論を出した方が良い。
- ・ 中間報告では「条例の名称については、第16回検討委員会において検討し、『市民が自治の主体であることを明確にしたい』などの理由から、現時点では『市民自治基本条例』がふさわしいと考えています。しかしながら、条例の名称については重要な検討課題であり、多くの方々からご意見を聴きながら、さらに議論していきます」としている。
- ・ 条例の名称は条例の内容と整合性がとれていることが大切である。第1条では「この条例は～市民自治の確立を図り、～を目的とします」、第5条では「市民は、市民自治を担う者として～」、第6条では「市民は～市民自治の確立に努める～」、第8条では「～市民が市民自治の担い手として～」、第9条では「議会は、～市民自治を確立するため～」、第11条では、「市長その他の執行機関は、～市民自治を確立するため～」としており、市民自治の確立が本条例の目的となっている。市民が治めることが基本となっている。単に「自治基本条例」とするのではなく、「市民自治基本条例」とした方がわかりやすい。前文案やこれまでの市民から出された意見も「市民自治基本条例」が多いようである。
- ・ 市民自治に関連し、「住民自治」とは「住民による、住民のための政治」や「住民の意志で自治体の政治と行政を自主的に担うことである。首長や議会議員は代行機関である」、「住民の権利を保障するために自治体代表機構（首長と議会）がある」ということが専門書等に書かれている。「住民」と「市民」の関係に関しては、「自治体の主権者は、自治体の『住民』から『市民』へと拡大して解釈される傾向がみられる」と書いた専門書もある。
- ・ 議員も市長も職員も市民である。「議員である市民」と「市長・職員である市民」もいるので、大きく括ると市民が市民を治めることになる。
- ・ 多摩市でも名称を決める際に「自治基本条例」と「市民自治基本条例」があったが、市民案では「市民自治基本条例」となっている。
- ・ 本条例のもっとも基本的なコンセプトは市民である。市民が自治の主体であることを条例の名称に明示する必要がある。このことによって本条例の本質を市民が理解することが容易になる。
- ・ 「市民自治」という用語は、市民自らが市民を治める権利と義務を有することを端的に示している。「自治基本条例」という名称は、自治の主体を明示しないので、意味が曖昧になり、多くの市民が他人事だと感じるかもしれない。多くの市民がこの条例を自分の条例と感じられるようにする必要がある。
- ・ 従来の多くの市民の考え方では、市を治める権限と義務を持つのは議会と行政であり、市民は市政を議会と行政に任せていた。しかし、現在、市は危機状態にあり、この危機を克服するためには市民自らが汗をかかなければならない時代になっている。市民力の発揮が必要で

ある。暮らしやすいまちづくりを担う主体は市民であるという、市民の自覚が必要である。この自覚を促す意味でも、「市民自治基本条例」という名称が適切と考える。

○福島委員長

- ・ 今の富沢委員の提案への質問はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 全体の趣旨には異論はないが、議員も市長も職員も市民なので「市民自治」とすることについては違和感がある。自治基本条例では市民を定義している。議員、市長、職員の役割は別物である。

○富沢委員

- ・ 中津原副委員長との意見の相違はそこにある。このことについて議論すると大きくなってしまふので、論点は絞った方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 市民自治基本条例の「市民」をどのように考えるかによる。広い意味では議員も市長も職員も市民には含まれるのは確かであるが、市長も議員も市民とは別の役割を担っている。それらをすべて一緒にすることには違和感がある。

○福島委員長

- ・ 富沢委員から「市民自治基本条例」という提案があった。この提案は中間報告から使われているので、多くの人が見てきた。市に寄せられた意見を見る限り、肯定的な意見や他の提案もある。他の提案は特徴的な条例名をつけたいという趣旨も含まれる。そのような方向とするか、支持を得ている市民自治基本条例とするか。意見をしていないサイレントマジョリティは意見を言わないだけで必ずしも賛成とは限らないので、再度ここで検討して決めたい。

○中津原副委員長

- ・ この条例の特徴を表す名称としたいという富沢委員の指摘には賛成である。中間報告以降検討を進め、条例の内容はかたまつた。この条例にはどのようなところに特徴があり、何が肝心なのかを考え、その上でその特徴を端的に示す名称があればよい。現状では35条構成となっているのでそれらをふり返り、場合によっては他の都市との比較を行いこの条例の特徴を考え、名称を考えたい。
- ・ この条例は、「総則」「責務」「市民と市が共に進めるまちづくり」「実効性の確保」の4章構成となっている。総則や各主体の責務、実効性の責務は全体を通してのものである。内容は第3章の「市民と市が共に進めるまちづくり」に含まれる5節、全20条が特徴だと考える。そのような特徴を表している名称が良い。
- ・ 意見交換会で市民と話した際には「市民自治基本条例」とすることについては両論があった。市民自治に対する異論はなかったが、「市民自治基本条例」とすると「市民だけが取り組む」と感じられることを危惧される意見もあった。

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長からの論点は必ずしも「市民」を入れるということではない。

○中津原副委員長

- ・ この条例を端的に表している名称をつければよい。

○小野田委員

- ・ かつては「市民自治基本条例」とすることには誤解が生じるように感じたため反対だったが、今では、市民が自治の主体となることを認識してもらうために、市民一人ひとりが行政や議会に目を向けることも含め、「市民自治基本条例」とした方が良いと感じる。

○渡邊委員

- ・ 「市民」を入れるかどうかではなく、「市民自治」という言葉を入れてほしい。これまでの「住民自治」の概念ではなく「地球市民」のように広く捉え、「市民自治」を切り離さずに使っていけるようにしたい。「市民」の定義に関わらず、「市民自治」という言葉を切り離さずに使っていきたい。「市民自治」を普通の言葉にしたいので「市民自治」を入れてほしい。

○高橋委員

- ・ 市民自治のとらえ方の説明の図としては富沢委員の意見に賛成である。
- ・ 市民自治の側面は住民自治との対比となっているが、この条例では団体自治についても記載している。団体自治についてはどのように捉えるかを検討委員会で整理した上で、名称を考えた方が良い。

○福島委員長

- ・ 団体自治に関する規定は第3条や第31条等に見られる。そのことも踏まえ、「市民自治基本条例」が適当かどうかは、一つの論点となる。

○湯浅委員

- ・ 名称は大切なものである。全体を読み込めば2つの骨格がある。一つは市民自治を担う各主体の責務等と、市民自治を実現させるための夢・希望にあたる部分がある。市民自治という言葉は市民権を得ていると考えられるが、責務からおさえる人にとっては、市民自治の内容を捉えきれていない人もいると考えられる。全体をあるべき姿として市民自治と呼ぶのであれば、「市民自治基本条例」で良いと考える。個人的には、「市民自治基本条例」で良いと考えるが、責務論を考えた際には大丈夫か不安である。

○福島委員長

- ・ 市民自治について富沢委員と見解が異なるが、「市民自治基本条例」という名称について中津原副委員長はどのように考えるか。

○中津原副委員長

- ・ 市民自治は第2条で定義されているとおりであるので、市民自治の内容について異論はない。そのことを名称とするかは湯浅委員と同様、疑念がないわけではない。簡潔な方が良いが、長い名称でも良いのであれば、「さいたま市市民と市がともに進める自治基本条例」が良い。これは第3章のタイトルそのものである。市民自治の概念が条例の哲学となっていることについて異論はないが、名称に出すことによって誤解が生じうる。実際に意見交換会の際に「市民自治」についての誤解があった。

○渡邊委員

- ・ 団体自治のことを残したいのであれば、自治体自らの意志と責任のもとで、自主的自立的な自治体運営を行わなければならない」という団体自治の原則を何らかの形でどこかに残しておけば良い。

○高橋委員

- ・ 団体自治についてはすでに十分に条例に組み込まれているので、そのことを委員会として考慮し名称を決める必要があると言っているのであって、追加記載の必要はない。

○渡邊委員

- ・ では「市民自治基本条例」が良い。

○高橋委員

- ・ 団体自治についても書かれているが、より大切なことは市民自治であると整理することも可能である。それをさいたま市の特徴としてそのことを出すことも考えられる。

○福島委員長

- ・ 市民自治がキーワードであることは委員の中では合意がとれている。そのことを名称とした場合、委員会の中では問題ないが、他の市民が理解できるかを検討しなければならない。

○高橋委員

- ・ その場合、団体自治についての整理の仕方を説明できれば良い。

○堀越委員

- ・ 「市民自治基本条例」の方が良い。中津原副委員長の述べたとおり、「市民と市が共に進める」とすると誤解が生じる。「市」とすると市役所を考える。定義にあることをまた説明しなければならないのであれば、名称は「市民自治基本条例」のままで良い。市民だけをイメージしたとしても、実際には異なるが、それはそれで良い。

○中津原副委員長

- ・ 前文で誤解のないように説明できれば良い。

○堀越委員

- ・ 多様な課題が地域にはあり、議員が頑張ってもらうことはもちろんだが、住んでいる人が解決する気持ちを持たなければならない。「市民だけか」と誤解されても、それはそれで良い。自分たちのまちのことを書いてある条例であると感じられる名称とした方が良い。

○湯浅委員

- ・ 前文で工夫が必要である。

○中津原副委員長

- ・ 「さいたま市市民自治基本条例」では「市」が重なるが問題ないか。意見をしたが、「市民自治基本条例」という名称に反対なわけではない。他の委員が「市民自治基本条例」が良いのであればそれで良い。

○内田委員

- ・ この条例の特色は、まちづくりや市民全員が参加することが特色である。他の小さな自治体では「まちづくり基本条例」や「みんなの自治基本条例」などの名前もあるが、政令指定都市としてはそぐわない。「さいたま市市民自治基本条例」が政令指定都市としては良い。

○中津原副委員長

- ・ 最大の特徴は行政をしばることを多く書いていることだと考える。これまでの活動の中でわかってきた課題を踏まえて、行政に取り組んでほしいことを書いている。それは大きな特徴である。そのことは憲章ではできない。行政をしばることを何条にも渡り、細かく規定している。市民自治の良し悪しは別として、そのことは特徴である。

○小野田委員

- ・ 個人的には、市民、議会、行政の3者関係の中で、市民が主体となることから「市民自治基本条例」が良いと考えている。

○中田委員

- ・ 「市民」という言葉が曖昧である。この条例の中で、市民は住民だけではないということがポイントであると考えている。「市民自治基本条例」と、「市民」を明記することには賛成である。

○染谷委員

- ・ 個人的には「自治基本条例」の方が良いと考える。議員も市長も市民ではあるが、役割が異なり、それらが助け合うという内容となっている。多様な役割を持った人が助け合うことが書かれた内容から、あまり市民を前面に出す必要はないように感じる。

○福島委員長

- ・ 現状では「市民自治基本条例」が良いという意見が多いので仮決定し、前文を見てから再度議論したい。議論した結果納得できればそれで良い。同じような疑問を多くの人が持つと考えられるので、納得できれば良い。
- ・ 続いて資料1の前文案について検討したい。前文はこれまでも検討してきたが、過去の経緯を説明した上で検討に入りたい。第29回検討委員会で検討した。その際にはいくつかの論点が出された。合併し政令指定市となったことを書くかについての議論があった。「すでに合併しているのだから合併等の記述は不要で、さいたま市を出発点として未来志向で書くべきである」「目指したい思いを書くことも大切だが、合併等で期待していたことが必ずしも実現されていないので合併等に関する現状や問題を書くべきである」「行政や議会の問題だけでなく、市民の側でも、豊かな経験と知識をもった人材を擁しながら、地域や市の自治への参加は決して十分とは言えない」「現状は変わっていくので制定時の現状認識は古くなってしまっているのではないか。感覚的にはポジティブなものが良い」「『すべての市民が互いに尊重しあい』を入れた方が良い」「前文は短い方が良い」「短くすれば良い訳ではなく、伝えたいことは伝える必要がある」「今後の生活や生き方に関するものを書きたい」といった意見があった。
- ・ 市民意見交換会等では、「『信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり』という文章を入れた方が良い」「『さいたま市民であることに誇りをもてるように』という語句を入れる」「あまりにも自然破壊されている現実があるので自然を大切にすまちということを書く」「ずっとすみたいと思えるまち」「4市の市民憲章の特徴を入れる」「市の歴史、行事、自然、街、先祖、思いが分かるような一文を記入する」「高齢者の社会参加をさらに促進する内容を入れる」「伝統文化を大事にする表現を入れる」「条例が役立った事例を書き入れる」「さいたま市らしさが表現されていない」「分権だから条例をつくるのか。条例で解決すべき課題を書くべきである」「自主・自立・自発に行動することが人間の基本である」「さいたま市のあるべき姿が明確でないと条例の意義が分からない」「自助・共助・公助、補完性の原理がより厳しく見直されるべきである」「『さいたま市は、市民のために自治基本条例を作った。時代は変化するが、さいたま市は常にその変化を条例に組み込み続ける』といった趣旨をいれる」といった意見があった。
- ・ これらを総合的に勘案し、前文案を作成した。

- ・ これまでの議論のとおり「生活都市」としての発展と、市民・議会・市長の主体的な行動と結集を中心に書く。合併や政令指定都市移行についても、さいたま市の特徴であるので、そのことを1段落目と7段落目でセットとして書いている。
- ・ 構成としては、3段落目までは現状、その後に理想や目指すべきところを書き、5・6段落目にはそれぞれの主体が理想を目指すために担うべき役割を書き、その後にそれぞれの主体が力を合わせることを書いている。

○富沢委員

- ・ 今日結論を出すより、次回までに考え、次回決めるのはどうか。よく書けているので一見このままで良いようにも思うが、よく考えれば何か意見が出るかもしれない。

○福島委員長

- ・ 手続はどのようにするか。

○福島委員長

- ・ 7月の委員会の段階で多くの意見をいただいているので、大きな変更はないと考えられる。ここでは微調整を行い、最後に通して検討したい。

○中津原副委員長

- ・ 7月の委員会の意見を包括するように書けているので、全体の構成や趣旨はこれで良い。言葉として、例えば「みんな」や「すべての市民」など、部分的にはより良い書き方があると考えられる。前回は「みんな」については意見があった。「みんな」はさいたま市に関わる文字どおりの「みんな」である。住民、市民、議員、市長、職員すべてを含め「みんな」である。素直に読み取れば問題ない。

○中田委員

- ・ 全体には問題がないが、3段落目にある「首都圏における『中核的』な役割」がわからない。さいたま市は「中核的な役割」として何を求められているのか。また埼玉県「中心」として何を求められているのか。さいたま市がトレンドをつくる、大きな役割を果たすなど、具体的なイメージがほしい。

○中津原副委員長

- ・ 「中核的」は行政用語である。市民が読んでわかりづらいかもしれない。

○中田委員

- ・ さいたま市はどのような役割を求められているのか。

○湯浅委員

- ・ 総合振興計画でも「中核都市」という言葉が使われている。

○中津原副委員長

- ・ もともとは官公庁が使っていた行政的な用語である。模範や中心的な役割などもあるが、さいたま市には国の出先機関もある。例えば、さいたま新都心の合同庁舎など、中心になっている。「中核的」より「中心的」とした方がわかりやすい。行政用語であることは確かである。

○中津原副委員長

- ・ 政治経済の中心ではあるが、文化の中心ではないのか。

○富沢委員

- ・ 文化の中心とすれば他の自治体から不満が出るかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 期待されているだけである。現状がそういうことではない。政治経済だけでは寂しい。

○高橋委員

- ・ 今日はこれを最後まで議論するというだけでよいか。

○福島委員長

- ・ 意見をいただき、ある程度は今日の時点で前文を確定させる。最終的に確認するとき細かい部分はチェックする。今日出せる部分は出してほしい。「政治、経済」の中心に「文化」を入れるか。2段落目に「文化」は入っているので入れても問題はないと思われる。「政治、経済」だけで良いか。

○小野田委員

- ・ 文化は各地にそれぞれ並列的にあるものである。その中心と書くのは違和感がある。

○中津原副委員長

- ・ 芸術劇場、県立美術館等、機能的には文化的な機能の中心にはなっている。芸術劇場はハコがあるだけでなく文化を発信している。

○福島委員長

- ・ 「文化」を入れることと「中核的」ということは論点となる。

○堀越委員

- ・ 認識が古い。分権の時代はそれぞれが中心である。ネットワークを築く中で大きな発信をするのはわかるが、政令指定都市であるから中心であるということには違和感がある。期待は誰からされるのか。

○福島委員長

- ・ 埼玉県の中の唯一の政令指定都市として、当然周りの市からは経済等で期待はあるかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 修正案を出した際には課題を書くべきであるということ述べた。首都圏、埼玉県の中で、単に100万以上の人口を抱えているだけで、先進的なことを発信しているかについて問題提起をした。中心や中核ということではなく、自治体として先進的なことに取り組み、発信していくことを期待されていると考えられるが、現状ではできていないと思う。合併してさいたま市となっているが、大きくなったことにより解決しなければならない課題が山積している。そのようなことに取り組むための自治基本条例でもある。過激に書く必要はないが、課題も書ければ良い。

○堀越委員

- ・ 経済界や行政、市民団体にとって、中心になるということがどのようなことを意図しているのか。市民団体が意図しているのは、さいたま市でモデル的なことを行い、それを埼玉県内に広めるということである。他市から教わることもあるが、そのような取り組みを行っているのはさいたま市だからこそである。政令指定都市となったことにより、そのような意図をもって活動をしているのか。

○染谷委員

- ・ 政令指定都市は政令で指定されただけである。経済界としては、「より自立した自治体にしたい」という意見があった。東京一極集中で、雇用は東京に引っ張られているのが現状であ

る。さいたま市は他市に頼らず経済的に自立し、他市を経済的に飲み込む勢いがほしいという想いを、合併の時期に若手は持っていた。

○中津原副委員長

- ・ 何の動機もなく、日本中で自治基本条例ができているからさいたま市でも作っているわけではない。市長に言われたから作っているわけでもない。自治基本条例が将来のさいたま市に必要なから作っているという要素は書きたい。未来志向の美辞麗句だけを書くと問題意識が見えてこないのではないか。

○福島委員長

- ・ 論文を書く際には課題を設定する。課題を設定し、それにどのように取り組むかを書く。前文を書く際には、これまでの10年を振り返るより、これからの100年を書くべきと考える。これまでの10年は、政令指定都市として、問題はもちろんあったが、形が整えられてきた。合併し、様々な問題が生じており、合併の説明会で言われていた、例えば経済効果とは異なることを感じる意見はあると思う。経済効果に関しては、すぐに成果が出る場合もあれば出ない場合もある。さいたま市は大きな都市なので簡単には成果は出てきていない。そのことを書くことが良いか。条例が制定された後、前文はまず修正されない。スタート時の想いを思い出し、しっかり取り組むことを将来的に感じられるようであれば良い。

○中津原副委員長

- ・ それで改めて取り組まなければならない必要性を感じられなければならない。

○高橋委員

- ・ これからの100年を考えるために必要なギャップや課題を書けば前向きである。条例の必要性を訴えるためには、将来から現状を見て、何が必要かを考えれば、課題も書ける。

○堀越委員

- ・ 7段落目で「今後も目標に向かって発展し続けていくため」とあるが、これから発展のためには乗り越えなければならない困難はとて多い。国勢調査の結果が出たが、全国的に世帯で最も多いのが単身世帯になり、さいたま市では高齢化、一人暮らしが進む。少子化や高齢化、環境問題やエネルギー問題があり、景気もそれほど向上しない。そのような困難の中で、目標をみんなで掲げて発展していくために、みんなが参加できるようなルールが必要であるということを書かなければならない。
- ・ 「みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう、様々な地域が集まって一つのまちとして誕生した」さいたま市が「今後も発展していく～」と読めたが、「～取り組めるよう」がどこにかかるとのかがわかりづらい。また、「期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう」という認識でさいたま市は誕生したのか。合併時にはそれほど賛成ではなかったのか、それほどばら色に書かれていたのか。

○福島委員長

- ・ 合併という事実があり、そのことに対応することによりポジティブに書いている。ネガティブな合併はありえない。さいたま市の場合は未来志向で合併しているので、このように表現している。

○中津原副委員長

- ・ 「誕生した」という部分にかかっているのか。

○堀越委員

- ・ 主語が長くなってしまう。

○中津原副委員長

- ・ この段落は一文で書かれており、長い。
- ・ 6段落目にある「新たに生まれてくる難題」は良い。この言葉を後で使っても良い。難題に取り組みつつも発展していくことが書ければ良い。そのような難題に取り組むためにも自治基本条例が必要であると書ける。

○福島委員長

- ・ 精査すべきところは精査する。根本的な部分はずえずに、今いただいた意見を最終的にチェックしたい。「中核的な」という言葉に対して何か良い言葉はあるか。「中心」はその前に使われているので何か別の言葉を使いたい。

○内田委員

- ・ 「リーダーシップ」はどうか。

○中津原副委員長

- ・ 「先導的な」はどうか。

○福島委員長

- ・ そのような趣旨だが、「リーダーシップ」では周りのひんしゆくを買うといった議論があった。

○堀越委員

- ・ 影響力が大きいことは自覚しなければならない。行政として、政令指定都市のさいたま市は埼玉県の中でリーダーシップをとるというスタンスなのか。

○中津原副委員長

- ・ 総合振興計画にも書いてあるのではないか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台チームの中でのことかもしれないが、総合振興計画に何が書かれているかを議論のスタートとしていたように思う。「中核的な」と「先導的な」については、「本市は、埼玉県の県庁所在地であることに加え、さいたま新都心には国の広域行政機能が立地しています。また、産業・経済面でも、第3次産業を中心とする大きな集積があり、埼玉県における行政・経済の中核の役割を担っています。今後、県内の市町村が地方分権の進展や産業・経済面での構造変化に対応していくためには、質の高い機能の集積が重要であり、本市は、諸機能の一層の集積と高度化を図りつつ、埼玉県の県勢の発展を先導するよう、リーダー性を発揮していくことが求められます」とある。「東日本の玄関」については、「本市は、北関東・東北地方及び上信越地方から首都圏への玄関口に位置し」と書かれている。

○中津原副委員長

- ・ 玄関であるよりは応接間でありたいという意見はあった。

○富沢委員

- ・ 「パイオニア的な」はどうか。

○事務局

- ・ それは「開拓者、先駆者」という意味である。

○中津原副委員長

- ・ では「先駆的」とすれば良いが、先駆的なだけではない。

○福島委員長

- ・ 「先駆的」とするとイメージがわくか。

○中田委員

- ・ 分からない。「先駆的」よりは「中核的」の方が良い。「中核的」ということをわかりやすくするのであれば、「中核的な役割を担うまちとしての発展」とすればわかりやすいのではないか。埼玉県を中心としてのまち、首都圏における中核的な役割を担うまちとした方がわかりやすい。

○福島委員長

- ・ 「首都圏における中核的な役割を担うまちとして発展する」ということである。

○高橋委員

- ・ 埼玉県の中では政治、経済の中心としているが、首都圏においては何における中核なのかが書かれていない。さいたま市が、埼玉県、首都圏の政治、経済の中心という考えであれば、「埼玉県の、さらには首都圏の中心的な役割を担う」とすることができる。首都圏においては何の役割を担うのか。

○中津原副委員長

- ・ 埼玉県と首都圏で担う役割に違いはない。

○福島委員長

- ・ 一緒にすれば「中核的な」の代わりに「中心的な」とすれば良い。「埼玉県、さらには首都圏における政治、経済の中心的な役割を担う」とすれば良いか。

○中津原副委員長

- ・ 中心といっても、オンリーワンの中心ではなく、多核の中心の一つである。

○福島委員長

- ・ 7段落目は文章整理をし、再度提案する。最終的なチェックの際に細かい部分は意見をほし。
- ・ では名称について再び議論したい。検討委員会では議会、市長、市民の3者によるまちづくりと認識している。

○中津原副委員長

- ・ 前文の7段落目で「市民自治」が使われているが、その内容は前の段落で書かれている。「市民自治の理念の下で」が唐突なので、7段落目の冒頭に移動し、上の2段落を受け、「このような市民自治の理念の下で～」とすれば、5と6段落目が市民自治を説明することになるのではないか。

○福島委員長

- ・ つまり「市民自治」を名称に示すということか。

○中津原副委員長

- ・ そのことを前提として発言した。そのように書けば「市民自治基本条例」としても素直に受け止められる。

○堀越委員

- ・ 5、6段落目を改行せずに一つの段落とすれば良い。6段落目の「新たに生まれてくる難題に対しても」を取り、次の段落で「このような市民自治の理念の下で～」とすれば良い。「新たに生まれてくる難題に対しても」はその後で書き込めば良い。

○中津原副委員長

- ・ 5、6段落目はセットである。2、3段落もセットである。

○福島委員長

- ・ 「市民自治基本条例」を前提に議論が進んでいるが、良いか。

○染谷委員

- ・ 問題ない。

○中田委員

- ・ 「市」が続くのがよくない。「さいたま市の市民自治基本条例」はどうか。わかりやすい。

○中津原副委員長

- ・ それよりは「さいたま市・市民自治基本条例」とした方が良い。

○中田委員

- ・ おさまりとしては「さいたま市の市民自治基本条例」が良い。「市民自治」は大切なので名称にあった方が良いが、「市」が続くと読みづらい。多摩市の検討段階では「多摩市市民自治基本条例案」となっていた。

○福島委員長

- ・ 他市でも市が重なる事例はある。志木市でも「志木市市政運営基本条例」、多治見市でも「多治見市市政基本条例」と散見できる。事例があるから良いわけではないが、問題はないと考える。

○事務局

- ・ さいたま市でも「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」がある。通常、条例の頭には自治体名が入る。

○中津原副委員長

- ・ 名称を考える際に「市民」を使うときにはこの問題はよく出てくる。

○染谷委員

- ・ 「市」が続いても問題ない。

○中津原副委員長

- ・ 通称は「市民自治基本条例」となる。

○福島委員長

- ・ では、「さいたま市市民自治基本条例」で確定としたい。

○堀越委員

- ・ 議論が戻るが、前文には、「政治、経済」だけでなく、「文化」も入れる方向で考えたい。中核は首都圏の中で他の政令指定都市を念頭においている。その一つの中核としてさいたま市が成長する際に文化がないのは寂しい。

○高橋委員

- ・ 4段落目で「すべての市民の願いです」とあるが、そのことを説明できるようにした方が良い。説明できる文献や統計等の資料があれば良い。なければ対応できる形の表現とした方が良い。

○事務局

- ・ 目指したいまちの姿は様々ある。委員会の中でも様々あった。市民にも様々な目指したいまちの姿がある。そのような中で、何が共通項となるかを議論した際に、この書き方とすれば多くの人が共感できるのではないか、ということからこのまとめ方になっているのではないか。すべての市民の願いを統計的に示すデータはなく、計ることも難しい。

○中津原副委員長

- ・ 内容は良いが、「すべての市民」という部分が問題か。

○高橋委員

- ・ 説明できるようにしておいた方が良い。

○中津原副委員長

- ・ みんなで共有できるイメージだと思う。「すべての市民」と言っても良いか。

○富沢委員

- ・ 「すべての」をとって「市民の願いです」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 第29回の修正案を採用している。そこに市民意見を参考にして構成している。他の部分も整理し直して提出したい。その際に「すべて」をとるかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 厳密に言えば「多くの市民が共有している願い」ということである。

○堀越委員

- ・ 否定する内容でもないが、検討したい。

○中津原副委員長

- ・ 「～とみんなが思える」は不要ではないか。

○堀越委員

- ・ 「『ここで』暮らしていきたいとみんなが思える」ということである。

○富沢委員

- ・ 「暮らしていきたい」の前に「ここで」や「このまちで」を入れれば良いか。

○福島委員長

- ・ 条例の名称と前文の検討が終わった。

○事務局

- ・ 報告書の冒頭に記述すると思われる「最終報告の基本的な考え方」について中間報告をベースに意見をもらった方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 手直しするよりも、新たに書き起こすイメージではないか。

○事務局

- ・ 次回でも良いが、誰が書くか。中間報告の冒頭にある「中間報告の基本的な考え方」がベースになると思っていた。

○福島委員長

- ・ 今日、問題提起だけ行いたい。

- ・ 「最終報告の基本的な考え方」を検討するために、「中間報告の基本的な考え方」をベースに手を加えるのか、新たな認識として考え方を書くか。中間報告から委員会の考え方は変わったか。どのように書くかの意見がほしい。

○富沢委員

- ・ 「中間報告の基本的な考え方」について、中間報告以降に市民から意見が出ていれば参考になる。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会ではこの部分に意見をもらっているわけではないが、全体に関わってくる内容である。半年以上前のことで、中間報告作成後多くのことを行ってきたので、改めて考えたい。

○細川委員

- ・ 「（１）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか」という問いに対し、「ア 進展する地方分権への対応」にある「地方分権一括法の施行」や「イ 多様化する課題への対応」等が書かれているが、現状としてアやイのような前提がなくても、昔から必要であったものという議論があった。そもそも必要なもので、アやイのような現状もある、といった構成とした方がよい。時代の結果必要となったというニュアンスが出ている。

○中津原副委員長

- ・ そのような議論はあった。このアとイの２つが表面的という意見はあった。

○福島委員長

- ・ 外部環境の変化に関わらず、内発的に自治基本条例を制定するべきということか。

○堀越委員

- ・ 高度経済成長の時代は、多様な課題や問題は右肩上がりの経済成長に吸収されたのだと思う。現在、その延長線上の解決モデルでは様々なことがうまく回らなくなり、自治基本条例はより必要とされるようになってきていると考える。時代にあった行政の仕組みに変えなければならない。「昔から」であればいつからなのかを議論する必要が出てくる。実は今からでは遅いと思う。福祉の分野では８０年代から全国的に市民団体の動きが始まった。高齢社会や鈍化した経済成長の中で行政だけには任せられないという想いや、行政にはできない市民同士の助け合いの有効性などもある。基本的なことは必要だが、今のような参加が求められるようになったのは高度経済成長が終わった後だと考える。アとイは受け身である。

○中津原副委員長

- ・ 特にアは受け身である。

○内田委員

- ・ バブルの時代に自治基本条例は不要であった。戦後の高度経済成長があり、９０年代にバブルが崩壊し、例えば夕張では行政破たんした。ギリシャやイタリアでも問題が起きている。市民が市政へ参加しチェックすることが必要である。時代の変化に応じて自治基本条例などは生まれてくるものだと考える。以前は毎年給料が上がり、税金も多かったが、現状は大きく異なる。自治基本条例等は時代の変化によって生まれてくる。
- ・ 組織で重要なことは自治である。しかし、市民が考え行動し、計画し、自己責任を持ち、自立する力がなかった。そこで、役割分担を決めて、市民自治を行うことが自治基本条例の基本である。

○富沢委員

- ・ 最終報告の中に「最終報告の基本的な考え方」は入るのか。それとも解説となるのか。

○中津原副委員長

- ・ 冒頭に入る。

○事務局

- ・ 最終報告の構成を考えた際には、基本的には中間報告の構成を基とすることだったと思う。もちろん前文から始める報告でも良い。中間報告では条例案骨子の説明に入る前にこのようなものを入れた。

○中津原副委員長

- ・ 前文に書いたことをわかりやすく説明する趣旨である。

○内田委員

- ・ 監査について記載することを議論したが、民間でも問題が出てきているので、書いてよかった。

○湯浅委員

- ・ 内発的な書き方は重要だが、外部要因はきわめて客観的な資料として、現代の日本を表すためには避けて通れない問題である。例えば私立学校経営の分野では1984年以降、当時18歳が200万人いたが、2050年には半分以下、あるいは50万人程度になるという危機感から経営してきた。日本の中では激動の構造変化がある。内発的な精神的なことだけでなく、外部要因をなくして書けない。資料付けとしては重要である。

○渡邊委員

- ・ これまで生きてきた時代がそれぞれの個人を形づくっているが、生きていた時代からは逃れられない。日本は明治と戦後直後に変わる時代があったが変われずにきた。市民にわかってもらえるように、内田委員が述べたようなことは載せた方が良い。

○内田委員

- ・ さいたま市の10年前の人口分布では65歳以上が13%だったが、今では20%、10年後は26%が65歳以上の高齢者となる。団塊の世代が来年から65歳になり始め、町中に高齢者があふれるようになる。これは自治基本条例の制定を急ぐ理由となる。

○中津原副委員長

- ・ イについては厚く書く。アで、地方分権一括法を冒頭に書くことについては違和感がある。

○小野田委員

- ・ 中間報告では地方分権一括法の施行により自治基本条例を制定するというニュアンスが強すぎるので、その点は変える必要がある。

○中津原副委員長

- ・ イについても財政や人口、環境問題等、様々な課題がある。

○小野田委員

- ・ 「イ 多様化する課題への対応」の部分で、政令指定都市となったが課題はまだ多く残っていることは書いても良い。

○福島委員長

- ・ 外部要因は何らかの意味がある。「地方の時代」ということは1970年代にも議論があったが、外部要因が作用し進まなかった。細川委員の述べた内発的な要因もこれまでの議論を振り返れば重要なので、バランスを考えながら両者を入れたい。

○中津原副委員長

- ・ 「(2) めざすまちの姿と自治基本条例」についてはどうか。

○事務局

- ・ 中間報告では前文がなかったので、これをつくり意見を聞いていくことになった。

○富沢委員

- ・ 条例の本文に入れた方が良いのか、条例とは別にすべきなのか。

○中津原副委員長

- ・ 条例ではなく、その報告書の中に入れるということである。

○堀越委員

- ・ (2) は前文に吸収されているので不要ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 前文を詳しくわかりやすくする必要があればここで説明すれば良い。

○福島委員長

- ・ 前文で書けなかったことを書いても良い。前文に想いが入っているので不要ともいえる。

○堀越委員

- ・ 具体的な団体名が書かれている事項があるが、前文には書かれていない。

○中津原副委員長

- ・ 自然環境についてもより詳しく説明した方が良い。

○高橋委員

- ・ 前文の説明として書いた方が良い。前文の5・6段落目に書かれていることの理由を説明した方が良い。

○堀越委員

- ・ 現状の課題を(1)イに書き込み、その課題は「どうあったら良いか」を書くということか。課題があり、「どうあったら良いか」という姿があり、その姿のために市民自治の状態を取り組んでいくというストーリーとなる。

○中津原副委員長

- ・ 「(3) さいたま市の自治基本条例の目指す方向性」がそこにあたる。

○福島委員長

- ・ (2) では前文で書けなかったことや説明を書く。(3) については何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ (3) の主は前文の最終段落の説明である。その他、条例の目的、位置づけを書くか。
- ・ 理念的な部分と指針的な部分の両方が必要である。「~のために自治基本条例を提案します」のような書き方となるか。市民にとってわかりやすいように考えた。

○福島委員長

- ・ 中間報告の時には多く書き込んでいる。

○中津原副委員長

- ・ オリジナルな条例や新しいスタンダードとなる条例を目指すと書いたが、当初はそのような想いがあった。全員が合意したわけでもない。この点は現時点ではどのように考えるか。

○福島委員長

- ・ 中間報告をベースとし、整理したい。方向性は大きくは変わらない。さいたま市らしさを出すことが委員会の議論のスタートではあったが、最終報告ではそのようにならないかもしれない。
- ・ 「（４）条例の名称」についてだが、何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 名称を決めた理由を書く必要がある。

○福島委員長

- ・ 「最終報告の基本的な考え方」は以上のような構成となる。

○中津原副委員長

- ・ 分量的には増える。誰が書くか。委員会で書いた方が良いので分担したい。

○堀越委員

- ・ ここにある【市民や団体等から寄せられた主な意見】はここでは書かずに資料とするか。

○福島委員長

- ・ 分担を決めたい。条例の名称については富沢委員が書いてほしい。

○中津原副委員長

- ・ （３）を担当する。

○堀越委員

- ・ （１）のイは書く。アは誰か書いてほしい。

○福島委員長

- ・ （１）のアの内発的な要因については細川委員に書いてほしい。

○堀越委員

- ・ （１）の外部要因については、中央集権から地方分権にしなければ課題は解決できないといった趣旨を書く。

○福島委員長

- ・ （２）には公募市民の想いをに入れてほしい。
- ・ 高橋委員に書いてもらいたい。

○高橋委員

- ・ 分かりました。

○福島委員長

- ・ 案をつくってもらい事務局に送り、事務局であわせてほしい。

3 その他

○事務局

- ・ 次回は条例案と【考え方・解説】の部分を整理した案の全てを出したい。委員会の検討のとおりに修正し、分かりづらい部分は福島委員長と中津原副委員長と相談しながら修正案をつくる。それと個々に宿題になっている部分があるので提出してほしい。次回は11月28日（月）に検討委員会を開催したい。それまでに修正点がまとめればお送りする。修正の原稿は11月21日（月）までに送ってほしい。

- ・ 11月28日（月）の場所は確定次第連絡する。

○中津原副委員長

- ・ 第13条の「情報共有」や第25条の「危機管理」について検討を深めたいと提案したが、その際に検討するということが良いか。全体的な言葉遣いにも意見はある。

○福島委員長

- ・ 本日の検討委員会は以上である。

4 閉会